

令和 6年 1月 5日

イオン健康保険組合 加入者様

イオン健康保険組合

令和6年能登半島地震で被災し保険証が提示できない場合の対応について

令和6年に発生した能登半島地震により被災された皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。被災された方の被保険者証の取り扱いにつきましては、厚生労働省保険局保険課の通知により、下記のとおり取り扱われますのでお知らせいたします。

記

1. 被保険者証の取扱いについて

今般の能登半島地震で被災され、被保険者証等を紛失あるいはご家庭に残されたまま避難されていることで、保険医療機関に被保険者証等を提示できない場合は、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより受診できます。

2. 被保険者証の再交付について

被保険者証を紛失された方は「被保険者証再交付申請書」を各事業所(イオン株式会社BS業務部)社会保険担当経由でイオン健康保険組合へご提出いただくことで、速やかに被保険者証等を再交付いたします。

なお、再交付申請書の記入に当たっては、通常、再交付手数料の振込み、誓約書の添付を必要としておりますが、今般の能登半島地震で被災され、**災害救助法適用市町村**（下記の内閣府HPでご確認ください）に現住所があるイオン健康保険組合の加入者は、「再交付を申請する理由」として今般の地震により被災された旨をご記入いただければ、再交付手数料の振込み、誓約書の添付は**不要**といたします。

【問合せ先】 イオン健康保険組合TEL：043-212-6048

[内閣府HP：令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用市町村]

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

[被保険者証再交付申請書]

<https://www.aeonkenpo.or.jp/pdf/01.pdf#zoom=100>

以上